

唐津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

本県では、県土の都市計画を広域的に捉える観点から、県内を5地域に区分し地域マスタープランを策定しています。

本都市計画区域マスタープランは、この地域マスタープランを踏まえ、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。

県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。

市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、広域的な視点をもって策定された都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めるところから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。(図1参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的な位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設

の整備の方針を示します。

- ③「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
- ④「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

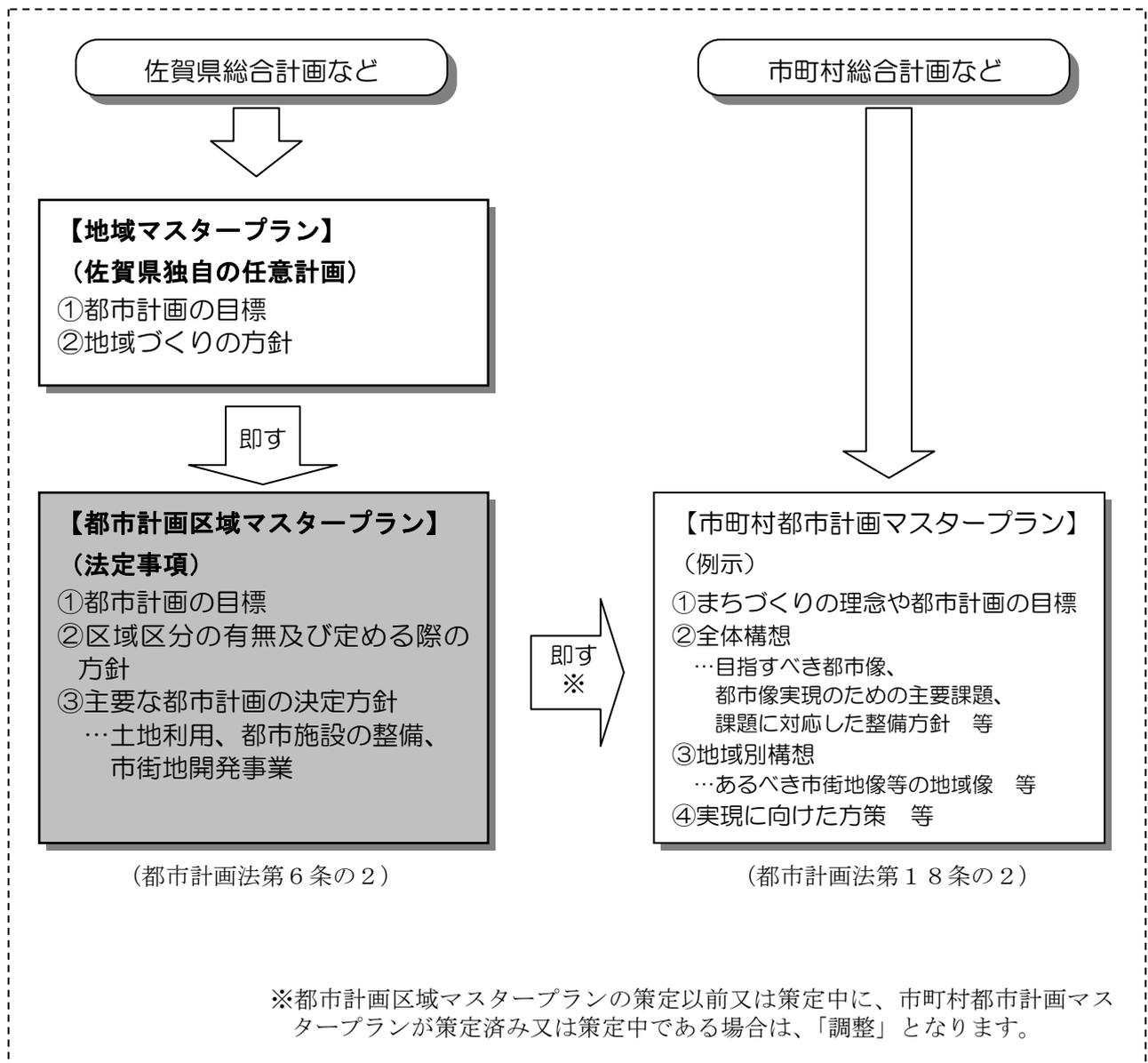


図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市計画区域の広域的な位置づけと課題	1
(2)	都市づくりの基本理念と整備の基本方向	2
(3)	集約拠点地区ごとの市街地像	5
2	区域区分の決定の有無	6
(1)	区域区分の決定の有無	6
(2)	区域区分を行わない理由	6
3	主要な都市計画の決定の方針	7
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
1)	基本方針	7
2)	市街地の土地利用の方針	7
3)	市街地外の土地利用の方針	9
4)	主要な拠点の位置づけ	10
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
1)	交通施設の整備方針	12
2)	河川の整備方針	13
3)	公園の整備方針	14
4)	下水道の整備方針	15
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1)	基本方針	16
2)	市街地の整備方針	16
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
1)	基本方針	17
2)	主要な緑地等の配置の方針	17
	参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	19

（注1）計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

（注2）「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと課題

唐津都市計画区域は、北部地域のほぼ中央部に位置し（図-2）、北部地域における行政・文化・教育等の都市機能の大部分を担っている。

広域的には、県土の玄界灘側の福岡市から佐世保市に至る広域都市軸上に位置するため、東西方面の都市との結びつきが強く、西九州自動車道の整備等により、一層の連携強化が図られることとなる。また、佐賀唐津道路の整備によって、佐賀市や九州横断自動車道との連携強化が図られるとともに、唐津港の整備等より、一層の都市機能の拡大や経済的な成長が期待される。

このため、北部地域の中心都市としての拠点性を高め、都市機能と産業機能の集積・向上を図っていく必要がある。また、区域内の優れた自然環境や唐津城や唐津くんちをはじめとした歴史・文化資源について、本区域固有の財産として保全を図るとともに、地域振興等の地域の活性化に向けた活用を図っていく必要がある。



図-2 唐津都市計画区域の位置



図-3 将来地域構造（北部地域都市計画マスタープランから抜粋）

(2) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

県下第2の都市の唐津市を擁する本区域は、アジアをはじめとする諸外国と国際観光・物流港としての機能も持つ唐津港を有し、福岡都市圏や佐賀都市圏をはじめとした県内外との広域連携及び東アジアとの海・陸の広域交流の玄関口としての役割を担っている。また、日本三大松原の一つの虹の松原、鏡山、七ツ釜、玄海国定公園など、風光明媚な**玄界灘の自然**や、八幡岳や作礼山などの山々に囲まれた緑豊かな自然、見帰りの滝や棚田、上場台地といった、特徴ある**自然的景観資源**、唐津城をはじめとする史跡・文化財や城内地区の街並み、日本三大くちの一つの唐津くち、お茶の文化と密接に絡みあって発達した唐津焼、名護屋城陣跡などの歴史文化的資源にも恵まれている。さらに、本区域は、「呼子のいか」に代表される特徴的な地場産品を持ち、日本三大朝市として知名度の高い朝市が催されているなど、**玄界灘の海産物**にも恵まれている。

本区域のまちづくりの方向として、このような観光、自然、歴史、文化など多岐にわたる資源を活かしながら、北部地域内における扇状の都市構造を活かした玄海町との生活、産業、観光面の連携、伊万里市・多久市・佐賀市など県内の都市との産業、観光面の連携、佐世保市・福岡市など県外の都市、さらには唐津港を活かした国内外の各都市との観光、産業面の連携などを充実・促進し、**広域観光・交流ネットワークを実現**することが求められている。

このため、本区域においては、前項の将来ビジョンの実現に向けて、農林漁業との健全な調和を図りながら、生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実を図るが、中でも特に、北部地域の中心都市及び佐賀県の海・陸の玄関口として、商業等の都市機能や交流・流通機能を高めしていく。そのためにも、西九州自動車道や佐賀唐津道路等の整備、唐津港の港湾機能の充実などを進めて、**広域交流ネットワークの形成**を図るとともに、中心市街地の活性化や、からつみなとまちの再生などに重点的に取り組んでいく。

なお、京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）、並びに地球温暖化対策に関する法律（平成20年6月改正）を受けて、今後はより一層、低炭素型社会の実現を前提とした都市計画の推進が求められているため、本区域においては都市機能の拡散を防止し様々な機能が拠点に集約した「**集約拠点・地域ネットワーク型都市づくり**」を推進していくものとする。

以上を踏まえ、概ね20年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、次のAからDまでの将来ビジョンを設定する。

A 北部地域を牽引する活力溢れるまち

北部地域を牽引する中心都市として、教育・文化機能、情報機能等の都市機能の強化を進めるとともに、魅力ある都市空間の整備等による中心市街地の活性化を図る。

また、道路、港湾等の広域交通体系の積極的活用による産業拠点の形成を図り、活力溢れるまちを目指す。



唐津市の商店街

① 北部地域の拠点づくり

唐津市は、県内第2の都市であり、北部地域を牽引する中心都市として、商業、文化、情報等の都市機能強化を図る。

② 中心市街地の活性化、魅力ある商業地の形成

JR唐津駅周辺の中心商店街などにおいて、魅力ある都市空間整備を行い、中心市街地の活性化を図る。浜玉支所周辺においては、街路の再編を契機とした、魅力ある商業地の形成を図る。

B 恵まれた自然・歴史・文化を活かした魅力あるまち

虹の松原や鏡山など風光明媚な玄界灘の自然や作礼山や八幡岳などの豊かな緑の自然、唐津城や唐津くんちなど市街地の中心部に数多く存在する歴史・文化的資源の保全を図るとともに、魅力ある都市空間整備や、商業、観光、産業の振興及びレクリエーションの場としての活用に結びつけ、自然と歴史と文化を育み活かすまちを目指す。



虹の松原及び唐津くんちの様子

① 歴史的・文化的資源の保全と活用

唐津市城内地区の街並みの保全を図り、また唐津くんちやその他史跡・文化財等の歴史的文化的資源を活用したまちづくりを進める。

② 優れた自然の保全及び活用

虹の松原、鏡山、七ツ釜など風光明媚な玄海国定公園などの自然的環境の保全を図るとともに、観光やレクリエーションの場としての活用を図る。

③ 漁業・農業等の産業の活性化

漁業や農業の資源を活かしたブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズムの推進等、観光と第1次産業相互の連携に向けて、産業等の基盤を整備するなどの支援を図り、活力溢れるまちづくりを進める。

C 海・陸の広域交流を促進するまち

西九州自動車道、佐賀唐津道路をはじめとする幹線道路網の整備、鉄道や港湾機能の充実など広域交通網や区域内の交通基盤整備を促進し、産業、観光等における連携を促進するとともに、福岡都市圏や佐賀都市圏をはじめとした県内外との広域連携及び東アジアとの交流も視野に入れた、海・陸の広域交流拠点の形成を目指す。



唐津東港

① 幹線道路網の整備促進

福岡都市圏との広域連携を促進する西九州自動車道の整備を促進するとともに、佐賀市方面、有明佐賀空港、九州横断自動車道へのアクセス道路となり、また区域内外との交流や産業振興に寄与する佐賀唐津道路の整備やその他区域内の道路整備を促進し、区域内外の広域交流ネットワークの形成を図る。

② 国際観光港、物流港としての唐津港の港湾機能の整備充実

唐津港は、佐賀県の海の玄関口として、大型旅客船の寄港地やアジアをはじめとする諸外国との貿易を行う国際観光港・物流港として、また壱岐への離島航路の基地として、港湾機能の充実を図るとともに、人々が交流する海洋性レクリエーションの拠点としてウォーターフロントの整備を進める。

D 豊かな自然と良好な居住環境を備えた快適で暮らしやすいまち

生活利便性の高い快適な都市環境や豊かな自然的、歴史的環境を享受する多様な居住環境の形成を目指す。

また、子育て世代や高齢者など、すべての人が安全、安心して暮らせる居住環境の整備を促進し、快適で暮らしやすいまちを目指す。



城内地区

① 多様で良好な居住環境の整備

快適な都市環境と生活利便性を備えた魅力ある住宅地の形成や、歴史的環境と調和した住宅地の形成、豊かな自然や田園環境と調和した住宅地の形成など、多様で良好な居住環境の整備を図る。

② ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

山地や丘陵地では、地すべりなどの土砂災害や河川水害の防止など安心・安全なまちづくりを進める。密集市街地には、狭隘な生活道路の改善や公園整備等によるオープンスペースの確保、バリアフリー化の推進などにより、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

(3) 集約拠点地区ごとの市街地像

北部地域マスタープランを踏まえ、唐津都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）を以下のとおり定める。（P1 図-3参照）

a. 唐津市中心部（広域拠点地区）

県民生活の向上や経済活動の高度化を目的に、中心市街地や駅周辺の都市機能または公共公益施設がコンパクトに集積した地区を広域拠点地区として位置づける。本県では、唐津市中心部が広域拠点地区としての役割を担う。

今後も、広域拠点として、県内だけではなく近接する都市圏（福岡都市圏など）との役割分担を図りつつ、唐津らしい豊かな自然や歴史・文化などを活かした都市機能の集積を図り、生活面、産業面、観光面における地域の中心として多様な都市機能が融合し、魅力を高め合う拠点の形成を図る。

b. 浜玉・相知・北波多・呼子地域（集落・近隣生活拠点地区）

浜玉・相知・北波多・呼子地域は、集落・近隣生活拠点地区として周辺に形成された基礎コミュニティの維持を目的に、医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスの集積を図る。

また、自然の豊かさをはじめとする地域資源の継承を図るとともに、教育・文化や消費などの多様なニーズへの対応を図るため、広域拠点地区との円滑な連携・交流を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

- 西九州自動車道の整備などのプロジェクトによって、市街地外への開発が誘発することが考えられるため市街地の拡大の可能性はあるが、地形的な制約などから市街化が予想される地区については、西九州自動車道のインターチェンジ周辺や国道202号の沿道周辺など部分的である。
- 都市的土地利用の動向が部分的に見られるこれらの地区については、区域区分ではなく、風致地区、特定用途制限地域、景観計画等の土地利用の規制誘導方策等を講じることにより、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用を誘導することが可能である。
- 以上のことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

広域的な観点から土地利用の基本方針を示し、市街地と市街地外の土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述する。また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

また、本区域における、城内地区等の歴史的景観や、虹の松原、鏡山等の自然景観は、本区域特有の貴重な財産であるため、特色ある街並みや自然景観との調和に十分に配慮した土地利用を図ることが必要である。

1) 基本方針

都市的土地利用にあたっては、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地の有効活用を原則として、商業・業務・医療・福祉等の都市サービス機能の集積の維持とともに、まちなかへの居住を誘導しコンパクトな市街地形成を推進する。

また、各集約拠点地区周辺の郊外部では、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、無秩序な市街化を防止し、集落地の良好な生活環境の維持を図る。

2) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

① 商業・業務地

a. JR唐津駅周辺

- ・JR唐津駅周辺の中央商店街を中心とした商業施設の集積とともに、主要な公共施設、業務施設が立地しており、今後とも中心市街地にふさわしい商業・業務施設の集積を図る。

b. 相知支所周辺

- ・相知支所周辺においては、商業・業務機能の集積・強化を図るとともに、JR相知駅と結ぶ道路や駐車場等の商業空間の整備により、商業・業務地の形成を図る。

c. 呼子港周辺

- ・観光施設や宿泊施設の建ち並ぶ松浦町商店街及び周辺においては、道路や駐車場等の基盤整備や街並みの整備により、住民の日常生活を支える商業地として、また観光商業地として、交通の利便性の高い魅力的な商業地づくりを図る。

d. 浜玉地区の市街地

- ・浜玉地区の商業地は、住民の日常生活を支える商業を中心に形成されており、街路の整備等を契機として、魅力ある商業地の形成を図っていく。

e. JR 西唐津駅周辺地区

- ・JR西唐津駅周辺地区は、商業地としての機能の充実・強化を図っていく。

f. 国道202号沿道地区

- ・国道202号沿道は、沿道商業サービス施設が立地しており、今後も周辺の虹の松原・鏡山の風致や景観、及び住宅地や農地の保全との調和に十分配慮しつつ、沿道商業サービス地としての利用を図る。

② 工業地・流通業務地

既存工業団地等

- ・唐津市においては、唐津鉄工団地や唐津港周辺に位置する妙見工業団地に工場が集積しており、本区域の特徴的な産業である水産加工業をはじめとした地場産業の振興・維持・育成を図りつつ、工業・流通業務機能の機能強化を図る。
- ・また、唐津 IC 周辺においては、自然環境及び農地の保全等に十分に配慮しながら、流通業務機能の集積を推進する。
- ・南部の石志工業団地等については、今後、製造業や物流業等の立地を推進し、工業地としての機能の強化を図る。
- ・（主）相知山内線沿道に位置する工業団地、JR本牟田部駅周辺に位置する工業地においては、周辺環境に配慮しつつ、工業集積を図る。
- ・西部に位置する呼子鉄工団地においては、今後とも周辺環境に配慮しつつ、工業機能の維持を図る。

③ 住宅地

a. 中心市街地等

- ・唐津市の中心市街地においては、城下町としての歴史的街並みの保全を図るとともに、その街並みが織りなす景観との調和を図りながら、適切な規制誘導手法の導入などを検討するとともに、都心居住を促進するための快適な環境や生活利便性を備えた都市型住宅地の形成を図る。
- ・商業地・業務地の周辺部においては、居住環境を損なわない他の用途との混在を許容しつつ、必要な都市基盤の整備等を進め、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

b. 一般住宅地

- ・既存の住宅地や、計画的宅地開発等により住宅地を形成している地区においては良好な低層住宅地の形成を図る。
- ・漁業集落として形成された密集市街地においては、老朽住宅の建て替えやオープンスペースの確保などによる、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。
- ・北波多支所周辺においては、地域の生活を支える利便施設や、交流を促進する施設の集積を図り、定住人口を維持するための住宅地の形成を図る。

3) 市街地外の土地利用の方針

無秩序な市街化を防止し、集落地の生活環境の維持、良好な田園環境の保全等を図るため、市街地外においては、農業関連法と調整を図りつつ建築・開発の適切な規制・誘導方策を検討する。

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・佐志川や宇木川周辺や国道202号沿道周辺など優良な農地については、その保全を図る。
- ・松浦川や巖木川とその支川の沿川などの優良な農地については、その保全を図る。
- ・上場台地上など優良な農地を形成している地区では、その保全を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・国道202号沿道や西九州自動車道インターチェンジ周辺などにおいては、都市的土地利用の動向を踏まえつつ、良好な自然景観などを保全するため、風致地区や特定用途制限地域などの都市計画制度等を活用し、宅地開発等の計画的な規制誘導を図る。
- ・既存集落などにおいては、必要な生活基盤の整備などにより、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発などにおいては、その周囲の環境と調和した土地利用を図る。

② 森林等

[自然環境の保全・活用]

- ・玄海国定公園の変化に富んだ美しい海岸線や虹の松原、鏡山などの優れた自然景観を有する地区は、風致地区等の維持等により、保全を図る。区域縁辺部の山地の森林は、本区域の貴重な財産として積極的な保全を図るとともに、レクリエーションや自然学習の場としての活用を図る。
- ・特に沿岸域については、沿岸に市街地が発達した本区域の特徴を有する地区として、都市的土地利用との棲み分けに十分留意して、漁業集落における良好な居住環境の形成を図るとともに、自然的資源などの保全と活用を図る。
- ・東部及び南部の県立自然公園等の貴重な森林は、レクリエーションや自然学習の場としての活用を図る。

[里山の保全と活用]

- ・唐津市市街地縁辺部の里山は、良好な自然的環境や景観を形成し、また生物の生息場所として良好な条件を備えていることから、その保全を図りつつ、自然レクリエーションの場としても活用を図る。

[災害防止の観点から市街化の抑制に関する方針]

- ・急傾斜地など、土砂災害の発生する恐れがある箇所については、市街化を抑制する。

4) 主要な拠点の位置づけ

① 広域拠点地区

a. 中心商業・業務拠点

- ・JR唐津駅周辺において、業務、文化、情報等の都市機能を強化するとともに、魅力ある商業地の形成と、城下町としての歴史・文化的資源の保全と活用を一体的に進め、中心市街地の活性化を図り、魅力ある中心商業・業務拠点の形成を図る。

b. 歴史・観光拠点

- ・唐津城及びその周辺地区を歴史・観光拠点と位置づけ、保全・活用を図る。また、城内地区など歴史的資源に恵まれた地区においては、歴史的資源の保全を図るとともに、唐津城と一体的な景観づくりを進める。

② その他

a. 水産・物流拠点

- ・唐津西港地区を外内貿貨物や水産物を取り扱う物流・水産加工拠点として港湾機能等の充実を図る。

b. レクリエーション拠点

- 国際観光港、物流港としての交流機能を持った唐津東港をはじめ、親水性の高い緑地空間や海辺の商業施設やヨットハーバーやプレジャーボートなどのマリンスポーツの基地を含めた一帯を、人々が集い楽しめる海洋性レクリエーションの場として、拠点性を高める。
- 虹の松原や浜崎海岸を、散策や海水浴等の海辺のレクリエーション空間として活用を図る。
- 玄界灘を望む風向明媚な鏡山の風致を保全しつつ、身近なレクリエーション空間として活用を図る。
- 見帰りの滝や伊岐佐ダムの周辺を自然・レクリエーション拠点として位置づけ、森林の保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。
- 鶴殿石仏群や天徳の丘運動公園、相知公園のスポーツ・レクリエーション施設の周辺を歴史・レクリエーション拠点と位置づけ、機能の充実を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 交通施設の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、佐賀市や伊万里市などの他都市との広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針について記述する。

① 基本方針

- 国道202号、国道203号、国道204号、国道382号などの国道及び県道等並びにJR筑肥線及びJR唐津線等による総合的な交通体系により本区域の骨格が形成されており、北部地域における放射状型の地域構造の中心としての役割を担っている。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、周辺都市をはじめ佐賀市や伊万里市方面、福岡市方面などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらに対応するため、関連する国道、県道の整備、佐賀唐津道路へのアクセスの向上を図るとともに、JR筑肥線、JR唐津線の鉄道網及び国際観光・貿易港である唐津港や離島航路の発着地となる呼子港の機能強化を図る。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やバリアフリー等に配慮する。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

ア 道路

【市街地を形成する道路】

- ・ 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて適切な配置を考慮し、整備を図る。
- ・ (都) 大手口佐志線(国道204号)については、市街地環境に配慮し整備を図る。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ 西九州自動車道や佐賀唐津道路は、本区域と佐賀市、伊万里市、福岡都市圏などを結び、観光、産業、文化、教育面等の広域的な交流を促進するため整備を推進する。また、インターチェンジへのアクセス道路として、(主) 唐津北波多線や(一) 千々賀神田線の整備を図る。
- ・ 国道204号は、東松浦半島の各地区と唐津市中心部との連携を支える道路であるため、その整備を図る。
- ・ 国道323号は、浜玉地域と七山地域を結び、佐賀市方面との連携を支える道路であるため、その整備を図る。

イ 鉄道

- ・ 福岡都市圏や中部地域との広域交流を促進するため、JR唐津線の電化など在来線の機能強化を促進する。

ウ 港湾

- ・ 唐津東港地区は、大型旅客船の寄港地や震災時の緊急輸送基地としての整備を促進し、国際観光・物流港として港湾機能の強化を図るとともに、アメニティ機能の高い交流空間の整備を推進する。
- ・ 唐津西港地区は、物流や水産基地としての機能の充実を図る。
- ・ 呼子港は、離島航路発着地としての旅客船、遊覧船等の係留施設の確保やイベント広場等、観光、レクリエーション機能を含む総合的な港湾空間の整備を図る。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の主要な河川は、遠く武雄市山内町黒髪山に源を発し、多くの小支川を合わせながら北流し、唐津湾へ注ぐ一級河川の松浦川と、七山から流下して同じく唐津湾へ注ぐ二級河川の玉島川に大別される。周辺の山々には「見帰りの滝」、「鶉殿石仏群」といった自然を活かした優れた景観、歴史的遺産も有している。本区域の山地や丘陵地は花崗岩類で構成されており、浸食による土砂流出も多いことから、下流部における土砂堆積状況や土砂災害の多さは、流域における地質特性を反映したものとなっている。
- これまで、過去の水害を契機に河川の改修など治水事業を推進してきたが、今なお整備率は低く、近年では下流部の住宅開発や施設園芸等の高度な土地利用が進み、内水被害も発生しているところである。
- また、河川の改修事業と併せ、ダム建設による治水事業も進めてきたところであるが、ダム等の河川管理施設の老朽化を踏まえた維持・管理が重要となっている。さらに、土地開発に伴う治水安全度の低下も懸念される。
- このことから、水害から住民の生命、財産を守るため、河川改修事業等による河川整備を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。
- 整備にあたっては、多様な生物環境の保全や豊かな自然と調和した河川環境の創出を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水等を勘案して、それぞれの河川に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行う。また、ダム等の管理施設の維持管理の充実を図る。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

- 松浦川水系の町田川や佐志川水系の佐志川、玉島川水系の玉島川、横田川等については、河川改修事業等により河川整備を図る。河川整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本として、生態系の保全や住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。
- 松浦川水系の左伊岐佐川に設置された伊岐佐ダムについて、現状の治水安全度を確保するため施設の維持管理の充実を図るとともに、地域の人々がふれあえるような河川環境に配慮する。また、危機管理としてのハザードマップの作成支援などに努める。
- 単独水系である江頭川及び呼子川について、現状の治水安全度を確保するため、それぞれの河川の土砂堆積状況及び護岸損壊の危険性等を把握し、維持管理の充実を図るとともに、地域の人々がふれあえるような河川環境に配慮する。
- 大規模開発においては、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 公園の整備方針

① 基本方針

- 本区域におけるアメニティ豊かな環境を形成し、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場を提供し、災害時における避難地等の防災上の機能を創出する公園の整備、及び適切な維持管理を図る。

② 主要な施設の整備等の方針

地域住民の身近な公園（住区基幹公園）について、適正な配置を図りながら、都市公園等の整備水準の向上を図る。

4) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や住環境の向上、松浦川及び玉島川水系といった公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の整備促進等を図る。
- 処理施設については、適切な維持管理とともに、施設の老朽化対策を計画的に実施し、機能の維持・向上を図る。

イ. 整備水準の目標

概ね20年後には、公共下水道の計画区域について整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

- ・ 既成市街地を中心として主要な施設の配置を行う。また、下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。さらに、公共下水道の整備の促進を図り、普及率の向上を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、土地区画整理事業等を実施する。
- 地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- 市街地内の低未利用地等の有効利用を図る。
- 狭隘道路や密集市街地からなる漁業集落等の市街地については、生活道路の整備や地区計画制度等の活用により、居住環境の改善に努めていく。

2) 市街地の整備方針

- ・ 唐津市中心市街地においては、唐津城城内地区の歴史的街並みの保全や市街地内の明治期の建築物などの歴史的文化資源を活かした魅力ある回遊路づくりを図りながら、市街地の整備を進める。
- ・ 呼子地区の既成市街地は、古くから港を中心に漁業集落が形成され、密集市街地や狭隘な道路がそのまま残っているため、狭隘道路の改善や公園等のオープンスペースの確保、空地の有効活用や地区計画制度等の活用により、居住環境の向上や防災に配慮した市街地環境の改善を図っていく。
- ・ 相知支所周辺においては、街並みや街路の修景、オープンスペースの確保など居住環境の向上を図り、交通拠点機能の整備や小売商業機能の再生などを通じて、個性と魅力あふれる中心市街地の再生を図る。
- ・ その他既に相当な宅地化が進行した地区については、必要な都市施設整備を行うとともに、地区計画等により市街地環境の維持・改善を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・ 玄海国定公園の変化に富んだ美しい海岸線や虹の松原、鏡山などの優れた自然景観を有する地区は、風致地区等の維持等により、保全を図る。
- ・ 南部に位置する森林や緑地等の良好な自然的環境の保全を図り、市街地に近接する身近な緑地等の保全・活用を図る。
- ・ 東部の天山県立自然公園区域や南部の八幡岳県立自然公園区域及び周辺の森林は、水資源のかん養や生物の生育、生息域等の貴重な自然的環境であることから、今後とも積極的に保全を図っていく。
- ・ 佐里下のアザメの瀬は、川とつながった自然環境を再生することで、松浦川でよく見られた生物の再生を図り、暮らしという観点から自然との共生や生き物とのふれあいの場を再生することを目指した自然再生事業が行われており、今後とも積極的な保全・活用を図る。
- ・ 既成市街地を囲う身近な斜面緑地については、緑地の積極的な保全を図っていく。

② レクリエーション系統

- 市街地に隣接する身近なレクリエーションの場として、鏡山などの保全と活用を図る。
- 水辺のレクリエーションの場として、虹の松原、西の浜、浜崎海岸等の整備を推進する。
- 松浦川、玉島川、巖木川などを自然環境軸として位置づけるとともに、区域内の森林・緑地等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。
- 天山及び八幡岳の2つの県立自然公園は、自然的環境の保全とともに、都市近郊の森林地域として整備を図っていく。
- 鵜殿石仏群周辺は、石仏群の歴史的資源と天徳の丘運動公園を中心としたスポーツ・レクリエーション施設の活用を図り、宿泊施設の整備による滞在型観光の推進など、域内のみならず広域的な観光・レクリエーション地区として機能の充実を図っていく。

③ 景観構成系統

- 玄界灘の海浜や市街地を見渡せる眺望点であり、唐津城と同様に本区域のランドマークとなる鏡山と虹の松原の松林は、良好な自然的景観を形成しており、これらを構成する緑地の保全を図る。
- 中心市街地からの遠景としての良好な山並みの景観の保全に努める。
- 本区域特有の田園景観を構成している棚田や上場台地上の農地は、食糧生産の場としての機能はもとより、美しい原風景など地域の特徴的な景観資源としても重要である。このため、大学との連携の促進や、都市住民との交流などにより、その保全に努めるとともに、グリーン・ツーリズムなどの観光農業としての活用を図っていく。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）

